

確定申告個別相談会

- ★確定申告、消費税申告の無料相談会です。
- ★東海税理士会富士支部所属の税理士及び当所経営指導員による安心の相談会です。
- ★お預りした申告書を税務署へ代理提出させていただきます。(下記の連絡事項1参照)
- ★事前のご予約は、お待たせせずに相談可能ですので、是非下記問合せ先までご一報ください。

1. 開催日時 平成30年3月1日(木)～3月7日(水) ※土日除く

2. 相談時間 9:30～15:30 ※12:00～13:00は休憩時間
(午前受付は11:00、午後は15:00迄となります)

3. 開催会場 富士宮商工会議所(富士宮市豊町18-5)

4. 相談対象 個人で事業所得(不動産も可)がある方

※ 但し、法人の確定申告、個人の公的年金のみの申告、又は農業所得、贈与・譲渡所得、相続のある方は富士税務署(0545-61-2460)にご相談ください。また、相談期間終了後から3月15日までのご相談は、富士市交流プラザ(富士市富士町20-1)の確定申告会場をご利用ください。

5. 持ち物

収支内訳書(白色申告者)、収支決算書(青色申告者)、ご印鑑(シャチハタ不可)、代表者のマイナンバー通知カード又は個人番号カード、代表者の身分証明書(顔写真のあるもの)、当年の法定調書(控)、昨年の申告関係書類(写)、各種控除証明書(※)

※ 他からの給与所得の源泉徴収票、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、小規模企業共済掛金証明書、社会保険(国民年金保険料)控除証明書、住宅取得控除証明書、その他各種所得控除証明書、医療費控除がある場合はその領収証

★個人事業所の 所得税確定申告期限★
平成30年3月15日(木)
税務署へ直接提出又は郵送(消印有効)

★個人事業の 消費税確定申告期限★
平成30年4月2日(月)
税務署へ直接提出又は郵送(消印有効)

《連絡事項》

- マイナンバー制度施行に伴い、当所で各申告書をお預かりし税務署に提出をご希望される場合は、同意書への記入・捺印が必要となります。同意できない場合は、各自で所轄税務署にご提出いただくか、郵送にてご対応いただくこととなります。コンプライアンス遵守の都合上、何卒ご了承ください。
- 個別相談会開催期間以前の相談も受付しております。その場合は、下記の問合せ先までご一報ください。

【 問合せ先：富士宮商工会議所中小企業相談所 ☎ 0544-26-3101 】

【参考：小規模企業共済掛金払込証明書】



【参考：住宅借入金等特別控除申告書（例）】



【参考：社会保険（国民年金保険料）控除証明書】



平成 29 年分 確定申告相談会場一覧表

事前相談会 《富士宮》	期間	平成 30 年 1 月 31 日～2 月 2 日 9:30～12:00、13:00～16:00
	対象	雑所得（年金受給者）のある方
	会場	富士宮市役所 7 階（富士宮市弓沢町 150）
事前相談会 《富士》	期間	平成 30 年 2 月 13 日～2 月 15 日 9:00～12:00、13:00～16:00
	対象	住宅取得控除、雑所得（年金受給者）のある方
	会場	富士市交流プラザ（富士市富士町 20-1）
個別相談会 《富士宮》	期間	平成 30 年 2 月 16 日～3 月 8 日 9:30～15:00 ※年金以外の方は 16:00 迄
	対象	全ての所得 ※譲渡・山林・贈与所得がある場合は、富士市交流プラザへ
	会場	富士宮市役所 4 階 410 会議室【年金以外】 富士宮市役所 7 階特大会議室【年金及び 60 歳以上】
個別相談会 《富士》	期間	平成 30 年 2 月 16 日～3 月 15 日 9:00～17:00 ※受付 16:00 まで
	対象	全ての所得
	会場	富士市交流プラザ（富士市富士町 20-1）

※ 上記の問合せは、富士税務署【TEL:0545-61-2460】又は富士宮市役所【TEL:0544-22-1111】迄